

暮らしの 情報広場

掲載した各種イベント等は新型コロナウイルス感染症の感染予防と拡大防止の観点から中止・延期等となる場合がありますので、ご了承ください。また、各種イベント等に参加する際はマスク着用などの感染症対策にご協力をお願いします。



受け忘れていませんか？ 肝炎ウイルス検診（個別）

肝炎の早期発見、早期治療のため、肝炎ウイルス検診をまだ受けていない方は、ぜひこの機会に受けましょう。

対象者…今年度、年齢が40・45・50・55・60・65・70歳になる市民で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方

内容…血液検査（HBs抗原検査、HCV抗体検査）

受診期限…3月31日迄まで

料金…無料

受診方法…指定医療機関に予約し、市から送付された受診券を持参の上、受診してください。

*新規申し込みや受診券紛失等による再発行も可能ですのでご連絡ください。

問い合わせ・申込先…健康推進課 内線2386



女性の健康づくり相談

3月1日～8日は「女性の健康週間」です。市では、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を過ごすことをサポートするため、婦人科疾患や更年期障害など、女性特有のお悩みに関する相談を開催します。

日時…3月3日(金) 10:00～12:00（1人30分の時間指定制）

場所…市役所1階相談室

申込み…前日までに電話でお申し込みください。

*かかりつけ医のいる方は、申込時にお知らせください。

問い合わせ・申込先…健康推進課 内線2389



令和6年4月から「相続登記の申請」が義務化されます！

所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります。令和5年4月から段階的に施行されますので、ご注意ください。所有者不明土地とは、相続登記がされないこと等により「不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地」「所有者が判明しても所在不明で連絡が付かない土地」のことをいいます。

これにより、所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の疎外要因となったり、土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発

生したりするなど、さまざまな問題が生じています。

▷今のうちから、相続した土地・建物の相続登記を申請しましょう！今なら、**相続登記の免税措置期間も拡大**されています。

▷相続の際、**遺産分割**をきちんと済ませましょう！

▷相続・登記の**専門家への相談**もご検討ください。

*詳しくは、こちらから→
新制度に関する問い合わせ先

青森地方法務局 登記部門 総括係
Tel.017-776-6231（音声案内2番）



五所川原市を応援します!!

それは **後鼻漏!**?
こゝ ひ ろ

鼻水がのどに流れたりしませんか?

いわや薬品 新町本店
【健康相談】 (34)3939

お気軽にご相談下さい!

保険調剤 駅前店 (34)5088 美容相談 エルム店 (33)6742

広告募集

～広報ごしよがわらでは有料広告を募集しています～
広報は市内全域に配布され広く読まれています。
広告掲載で五所川原市を応援していただけませんか?

掲載料金はこのサイズで15,000円

詳細はホームページでもご覧いただけます。
<https://www.city.goshogawara.lg.jp/jouhou/other/koho-koukoku.html>
申込先 総務課広報係 内線2117

◎広報有料広告